

SPECIAL REPORT

平成29年度加工原料乳生産者補給金単価等が決定

北海道の酪農家を中心に「10円以上での決定」を要求してきた平成29年度の加工原料乳生産者補給金単価が、12月16日開催の食料・農業・農村政策審議会畜産部会で提示・承認された。補給金の単価は10.56円、また交付対象数量は350万トンで決定された。

補給金制度の変更内容

平成29年度の加工原料乳生産者補給金は、交付対象に生クリーム等液状乳製品向けが追加され、単価が一本化される初年度となる(図参照)。新たに交付対象となる生クリーム等液状乳製品とは以下のとおりである。

①生クリーム

生乳を遠心分離し、乳脂肪分以外の成分を除去したもので、洋菓子等に用いられるホイップ用やコーヒー等に入れるコーヒー用等があるほか、アイスクリーム等に用いられる。

②脱脂濃縮乳

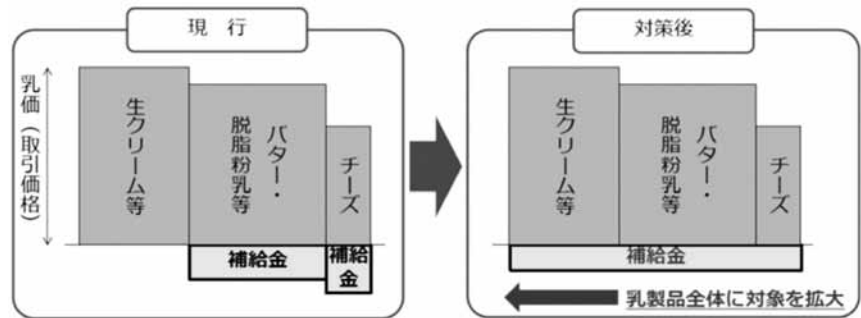
生乳から乳脂肪分を除去し、濃縮したもので、はっ酵乳やアイスクリーム等に用いられるほか、乳脂肪を増やさずに乳の風味を加える目的でプリン、パンや菓子等に用いられる。

③濃縮乳

生乳を濃縮したもので、加工乳、乳飲料、コーヒー飲料、コンパウンドクリーム(植物油脂やその他原料を混合したもの)等に用いられる。

新たな補給金制度をめぐる議論の中では、単価の設定について、近年の子牛価格高騰への配慮や酪農現場の実態(長時間労働や周年拘束性)に即した労賃評価の必要性が指摘され、再生産を担保し、酪農家の営農意欲を喚起するものでなければならないことが強調された。また、交付対象数量については、対象品目に液状乳製品向けが加わることから上積みの必要性が指摘された。さらに、北海道の酪農家が、酪農家所得「生乳1kg当たり30円」の実現のため、「補給金単価2桁(1kg当たり10円以上)での決定以外あり得ない」として積極的な運動を展開してきた。

しかし、農林水産省が12月9日に公表した搾乳牛1頭当たりの平成27年度牛乳生産費(全算入生産費)は、前年比6.2%減の636,705円であった。また、生乳100kg(乳脂肪分3.5%換算)当たりの生産費は、前年比8.5%減の6,797円であった。生産費が減少した主な要因は、副産物(子牛)価格の大幅な上昇と説明されているが、これは補給金単価の下げ要因となることが懸念されていた。



補給金単価等の決定

農林水産省は12月16日、食料・農業・農村政策審議会畜産部会を開き、加工原料乳生産者補給金など平成29年度の畜産物価格を提示した。生クリーム等向けを加えて一本化した加工原料乳生産者補給金の単価は1kg当たり10.56円、交付対象数量は350万トンに設定し、同部会はいずれも参考値として承認した。

算定方法を見直した補給金単価と交付対象数量は、政令変更の手続きが必要なことから、今回の畜産部会では諮問・答申ではなく提示・承認となった。農林水産省によると政令改正後、今年度中に改めて同部会を開き、諮問・答申の手続きを経て正式に決定する。

農林水産省では、初年度の補給金単価を「生産コスト一乳製品向け乳価」の直近3年平均(25~27年度)で設定した。生産コストについては、加工原料乳地域(北海道)の「牛乳生産費統計」をもとに93.91円と算出した。生産コストの算出に際しては、暴騰している子牛価格や廃用牛価格が補給金単価の大幅な引き下げ要因となるため、各年度の数値を直近7年平均の数値に置き換え、家族労働費の算定方法も生産現場の実態に即して改めた。

また、乳製品向け乳価については、北海道(ホクレン)の用途別乳価(バター向け、脱脂粉乳向け、液状乳製品向け、チーズ向け)をもとに83.35円と算出し、生産コストとの差である10.56円を補給金単価とした。

一方、交付対象数量は、29年度のバター、脱脂粉乳、生クリーム、液状乳製品、国産ナチュラルチーズの消費見込みをもとに推計した乳製品向け生乳需要量(363.7万トン)からカレントアクセス輸入量(生乳換算13.7万トン)を控除して求めた。

なお、磯崎陽輔農林水産副大臣は12月16日、「現在の形(指定団体に生乳を出荷する酪農家のみを交付対象)の補給金制度は来年度限り。党で決定した競争力強化プログラムに基づき、新しい補給金制度を次期通常国会に提案することになっている」と、農林・食料戦略調査会、農林部会、畜産・酪農対策小委員会の合同会議で述べた。